

昭和六十二年三月二十日受領
答 弁 第 一 四 号

内閣衆質一〇八第一四号

昭和六十二年三月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員竹内猛君提出採卵養鶏の生産調整とヤミ養鶏の進出による卵価暴落に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員竹内猛君提出採卵養鶏の生産調整とヤミ養鶏の進出による卵価暴落に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の愛知県渥美町の養鶏場について調査を行ったところ、ひな供給者の全体については明らかになっていないものの、一部のひな供給者は明らかになつたところであり、これらの者に対しては所要の指導を行つたところである。なお、飼料供給者については明らかになつていない。

今後、他の供給者が明らかになつた場合には、鶏卵の計画生産に支障を来さないよう十分配慮してひな及び飼料の供給を行うよう所要の指導を行つてまいりたい。

二について

建築確認は、申請に係る建築物の計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法令の規定に適合するかどうかを審査するものであり、鶏卵の計画生産に従わないことをもつて建築確認を行わないことはできない。鶏卵の計画生産の実施については、生産者に対し、需給調整の重要性を十分啓もう指導することにより、その実効の確保に努めてまいりたい。

三について

鶏卵の生産、出荷の調整を目的として関係者により構成される鶏卵需給調整協議会の調査の結果、鶏卵生産者台帳に記載された羽数を超過しているものと認められた経営体に対しては、当該記載羽数にまで減羽するよう所要の指導を行つているところである。

今後とも卵価の低落に対しては、ひなえ付けの抑制、又は、減羽を指導するほか、全国液卵公社や加工メーカーに対し、状況に応じ鶏卵の市場隔離を指導し、卵価の回復を図るとともに、卵価安定基金による補てん金の交付を通じて、養鶏経営の安定に努めてまいりたい。

右答弁する。